

事 務 連 絡
令和3年 9月 9日

建設業者各位

監理課長

建設業許可申請等における実務経験証明書の取扱いについて

このことについて、実務経験証明書の真正性を確保する観点から、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理にあたっては十分に留意のうえ、適切な対応をお願いします。

記

1 取扱いについて

実務経験証明書の記載内容に疑義がある場合は、当該記載内容の根拠となる確認資料の提出を求められる場合がある。なお、正当な理由なく、確認資料を提出できない場合は、当該実務経験を認めない。

2 記載内容に疑義がある場合について

「記載内容に疑義がある場合」とは、次に該当する場合をいう。

- (1) 自己証明（申請者の代表者と被証明者が同一人物である場合を含む。）の場合
- (2) 記載されている実務経験と証明しようとする業種に齟齬がある場合
- (3) 他の申請書類（確認書類を含む。）の内容と実務経験証明書の記載内容に齟齬がある場合
- (4) 申請日前10年以上にわたって実務経験がない場合
- (5) その他審査者が記載内容に疑義を認めた場合

3 適用日

令和3年10月1日以降に申請するものから適用する。

【問い合わせ先】

監理課 建設業担当

TEL 029-301-4334